

3. 保全・整備計画

1) ゾーニングと動線計画

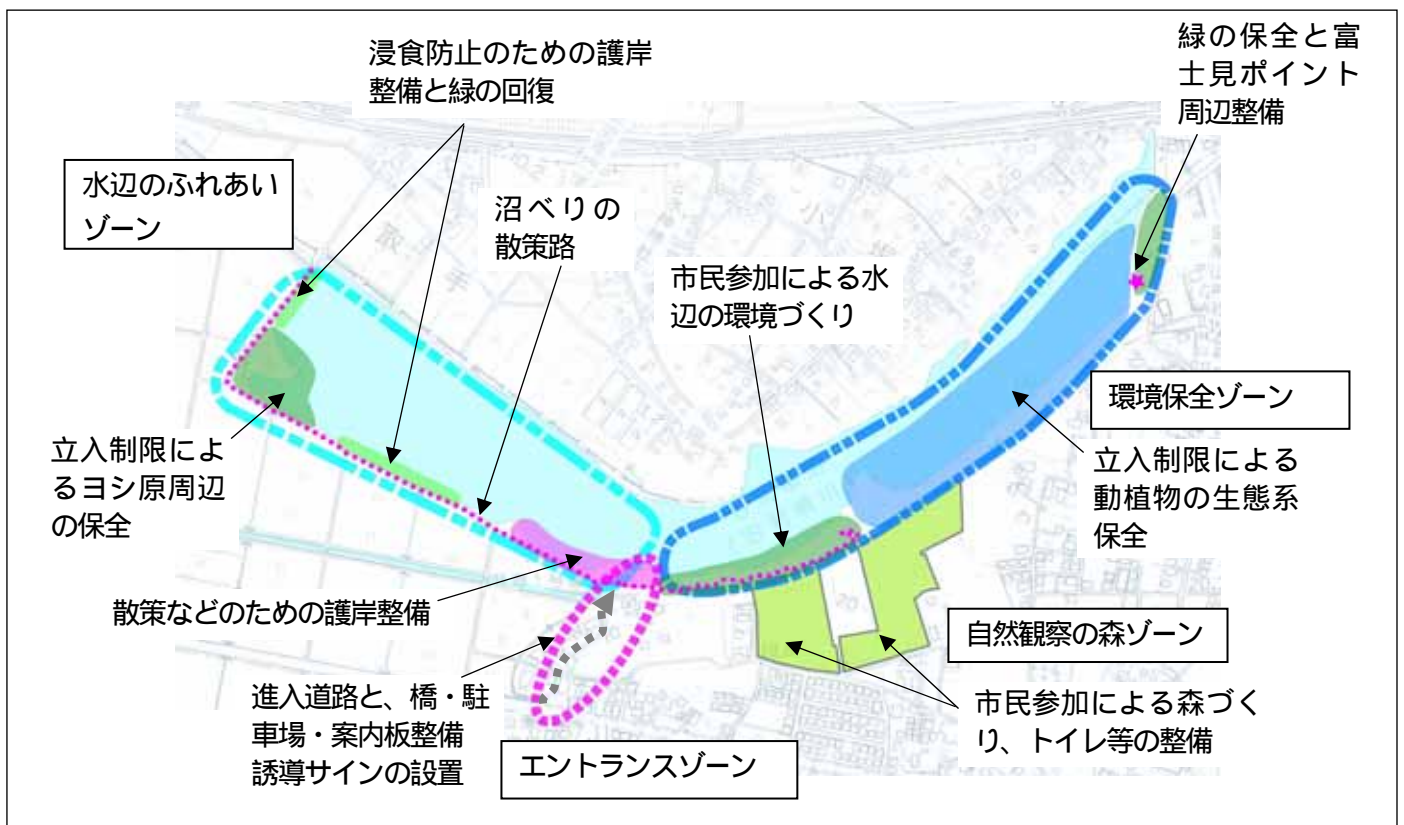
(1) ゾーニング

ゾーニングは「古利根沼周辺整備構想」をふまえて、次のように設定します。

ゾーン	保全・整備概要
環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の保全と富士見ポイント周辺整備 ・ 市民参加による水辺の環境づくり ・ 立入制限による動植物の生態系保全
自然観察の森ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加による森づくり ・ トイレ等の整備
エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進入道路と、橋・駐車場・案内板整備 ・ 誘導サインの設置
水辺のふれあいゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸食防止のための護岸整備と緑の回復 ・ 散策などのための護岸整備 ・ 立入制限によるヨシ原周辺の保全

各ゾーンの保全・整備概要を図に示すと、次のようになります。

図 各ゾーンの保全・整備概要



(2) 動線計画

動線計画は、ゆうゆう公園近くのネイチャーセンターとの連絡も考慮し、適切なサイン設置等による誘導を図ります。

1. アプローチ

- 都市計画道路 青山・日秀線からの道路を進入道路とします。
- 駐車場は我湖排水路の流入口東(以後、我湖水路広場と呼ぶ)に整備します。

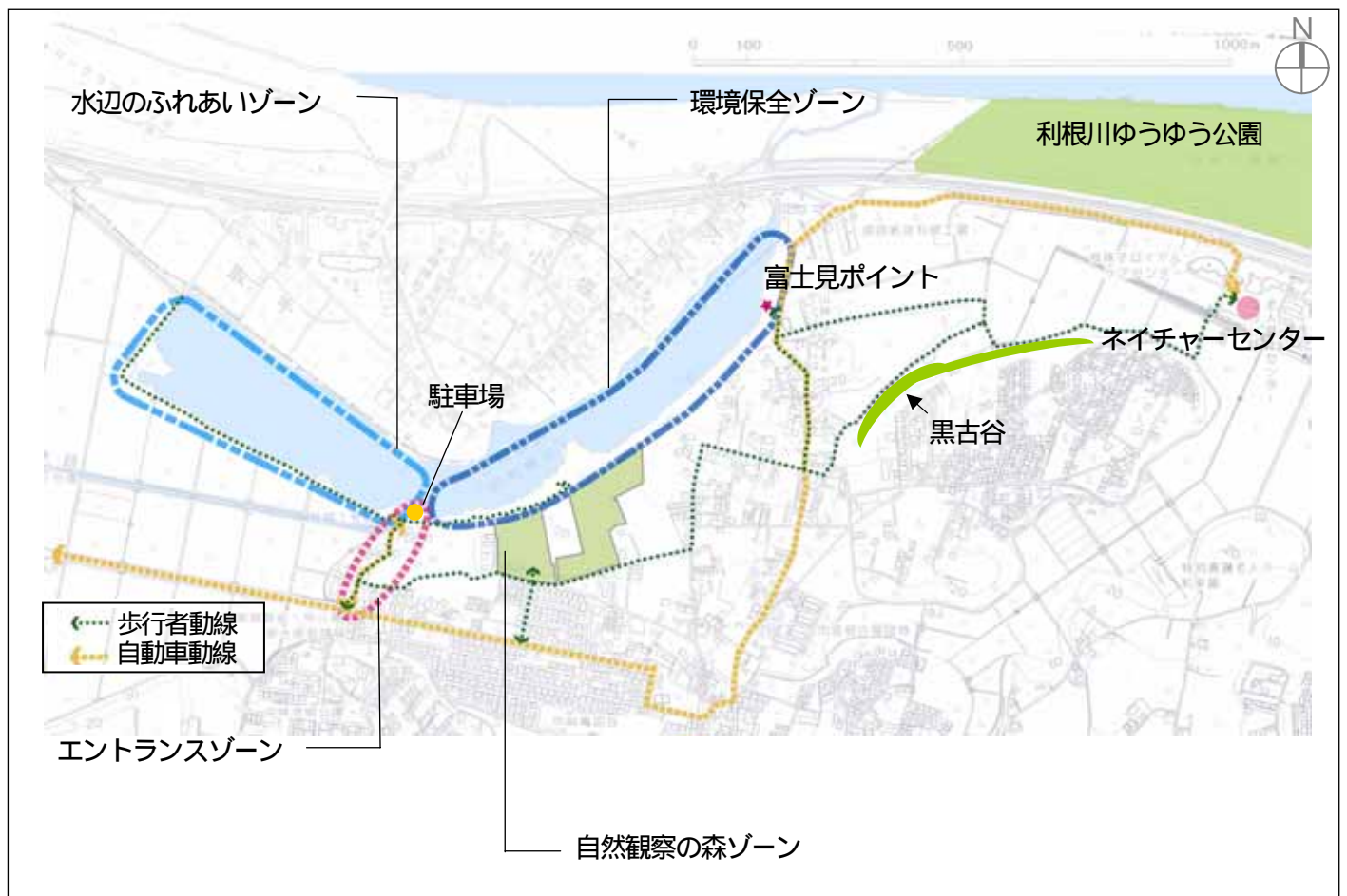
2. 散策路

- 沼周辺は水辺のふれあいゾーンと駐車場を沼沿いに歩けるよう連絡します。
- 環境保全ゾーンは、湿生植物の保全のため、必要に応じて木道を整備します。

3. 富士見ポイント、ネイチャーセンターとの連絡

- 古利根通りなど既存の市道を利用します。
- 散策路は、緑が残り落ち着いた雰囲気の中を歩ける黒古谷周辺を利用します。

図 動線計画



2) ゾーン別保全・整備計画

(1) 環境保全ゾーン

環境保全ゾーンでは、樹林地の保全、立入制限による環境保全、散策路周辺での水辺の環境づくり、富士見ポイントの整備に取り組みます。

1. 樹林地の保全

環境保全ゾーンの、水辺と一体となった斜面林と台地上の樹林地は、古利根沼の最も貴重な自然環境・景観資源です。現在、これらの樹林地の大半は、古利根公園「自然観察の森」と、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」にもとづく保存緑地として保全が図られています。

- 富士見ポイント周辺など、沼に接する樹林地について、公有地化を含め、保全を図っていきます。
- 景観を活かした地域づくりの場として、平成16年度に「関東の富士見百景」に選定された富士見ポイントについて、樹林地を保全しつつ、あずまや・散策路等を整備します。

図 環境保全ゾーン



2. 水辺環境の保全

多様な生き物の貴重な生息環境を構成している散策路周辺では、水辺の環境づくりにより環境の保全と回復を図っていきます。また、トンボ池周辺から東は立入制限により、環境を保全していきます。

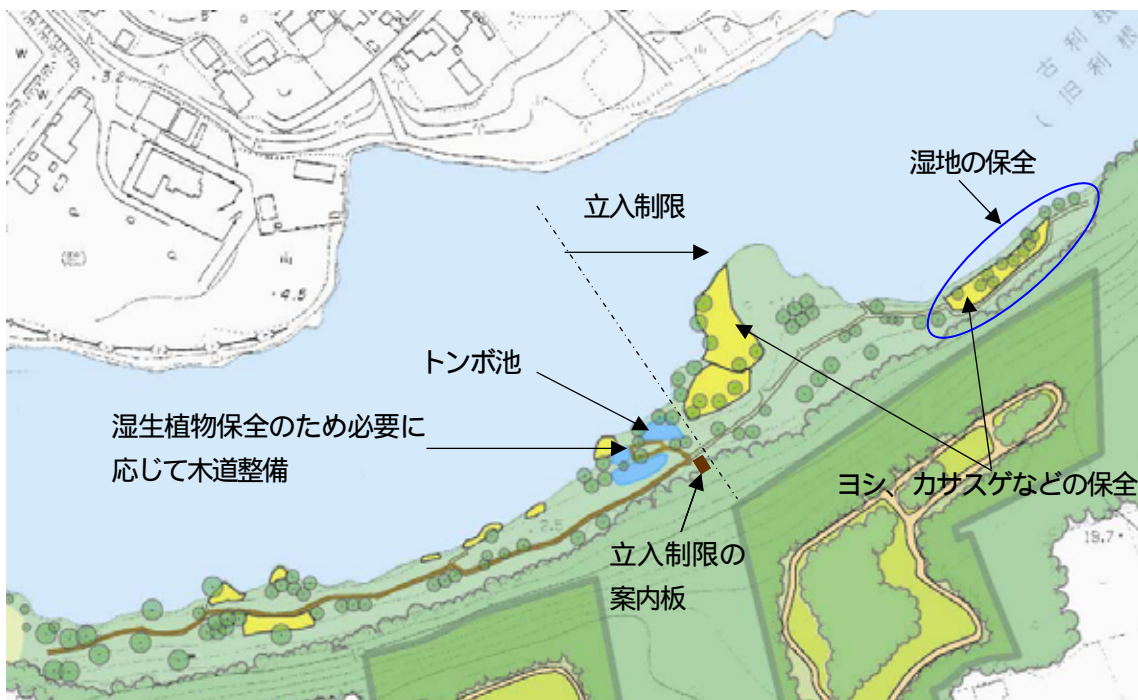
散策路周辺の環境づくり

- ハンノキやハコネウツギ、ハンゲショウ、カサスゲ群落、ヨシ等の水辺の植生を保全します。また、多様な生態系を維持し、育てていくため、必要に応じてヤナギ、ハンノキ、クヌギ等の植栽、草地の創出などを行います。
- 水辺の環境づくり、岸辺の浸食防止や貴重な植物の保護柵整備などについては、市民参加により行っていきます。
- 湿生植物の保全のため、必要に応じて木道を整備します。

立入制限

- トンボ池周辺から東を原則として人の立ち入りを制限し、動植物の生態系を保全します。また、古利根沼の東側水面は西側に比べて幅が狭いため、利用のしかたについてのルールを案内板等に示し、水鳥が採餌や休息しやすい環境づくりに努めます。

図 水辺の環境づくりを行う場所と立入制限



(2) 自然観察の森ゾーン

古利根公園「自然観察の森」では、雑木林として活用するゾーン、雑木林をめざすゾーンにわけ、今後も市民参加により、豊かな生態系をめざして森づくりを続けていきます。

- 公園西側の、雑木林として活用するゾーンでは、既存種の保全や植樹などを行い、憩いの場として疎林広場などを設け、広く市民が活用できる空間とします。
- 公園東側の、雑木林を目指すゾーンでは、タケの間伐や、林床に生育する貴重草本類に注意して下草刈を行い、植樹等による積極的な雑木林づくりを進めます。
- 小動物の生息環境に配慮して、アズマネザサを維持する場所を設けます。
- 利用者の利便性の向上と、みどりのボランティアの作業環境を整えることを目的として、トイレと洗い場などを整備します。

図 古利根公園「自然観察の森」



(3) エントランスゾーン

古利根沼の玄関口として、道路サインや進入道路、駐車場、案内板の整備を行います。

道路サイン及び進入道路の整備

- 都市計画道路 青山日秀線沿いに、誘導サインを設置します。
- 現在、設置されている既設のサインに、「古利根沼」と「古利根公園 自然観察の森」を加えます。
- 進入道路については、自動車がすれちがえるよう待避所を整備します。

橋及び駐車場等の整備

- 散策など利用者の利便を図るため、我湖排水路に歩行者用の橋を整備します。
- 釣り人や自然観察など、遠方からの利用者の利便を図るため、必要最小限の駐車場を整備します。整備にあたっては、自然環境に配慮し、植栽などにより、景観の向上を図るものとします。
- 古利根沼周辺利用にあたってのルールを理解してもらうために、案内板を設置します。

図 エントランスゾーンの整備



(4) 水辺のふれあいゾーン

散策路のつながりを目的とした護岸整備により、水辺の利活用を図ります。また、浸食防止を目的とする護岸整備を行います。

- 浸食防止を目的に護岸を整備し、利用者の安全を確保します。また、緑の回復を図るため、植栽を設けます。工法は、自然生態系に配慮します。
- 既存市道を散策路として活用します。エントランスゾーン、環境保全ゾーンへのネットワークを目的に護岸整備を行います。
- ヨシ原周辺は、原則として人の立入を制限し、自然環境を保全します。

図 水辺のふれあいゾーンの保全と整備

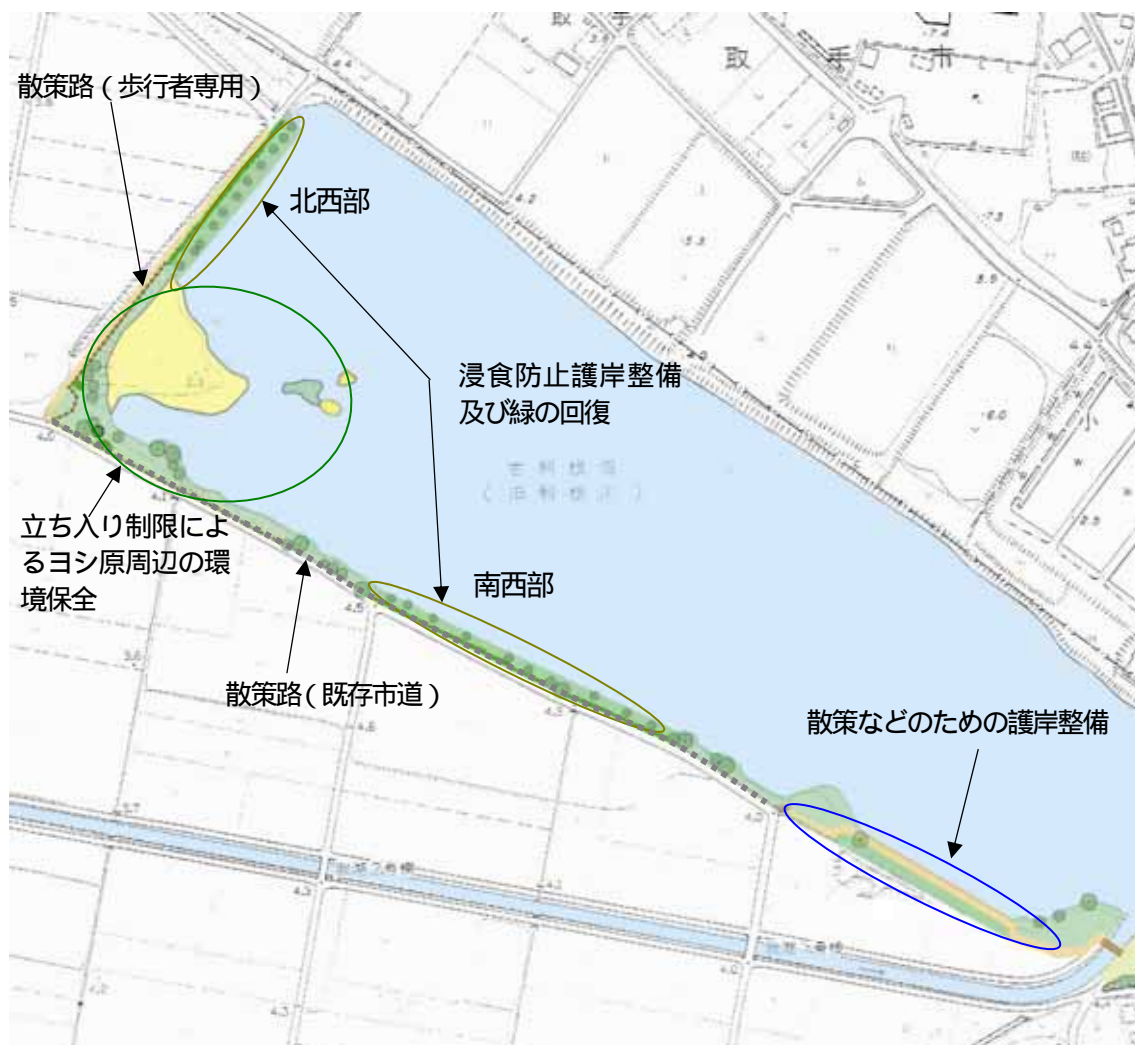


図 浸食防止護岸断面イメージ (S=1:200)

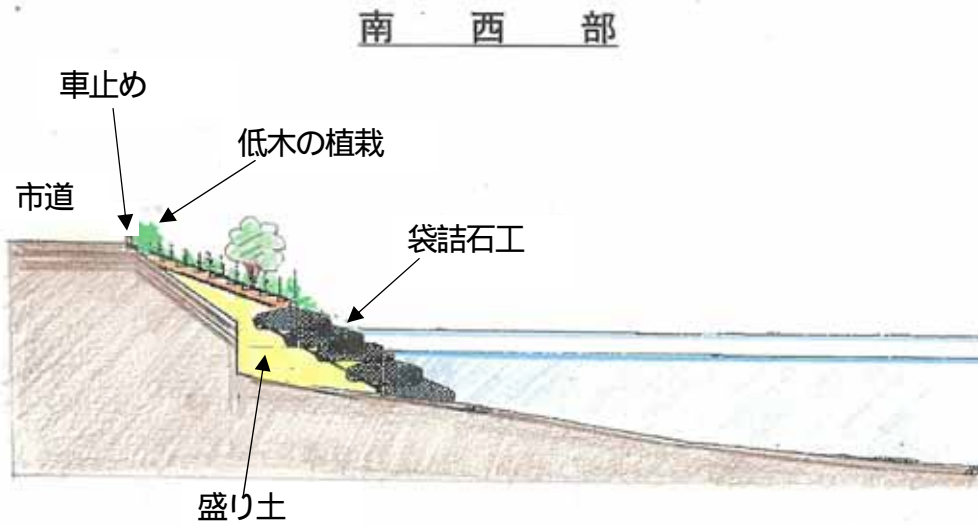
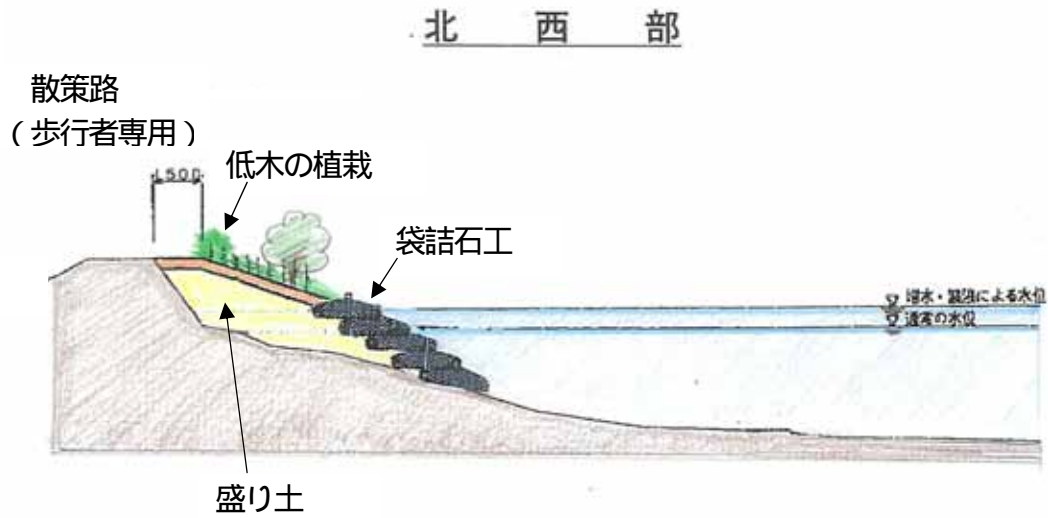


図 散策などのための護岸整備（類似例の断面イメージ）

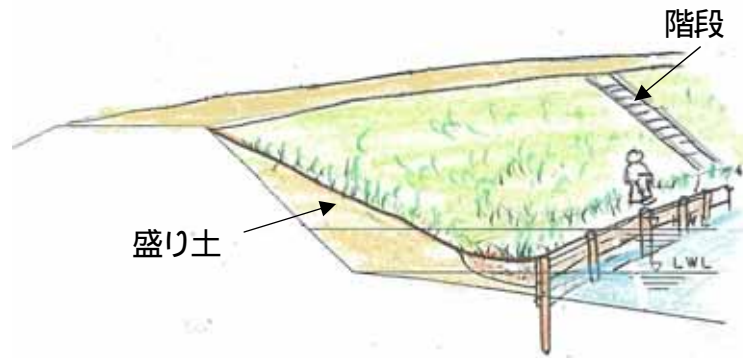


図 ヨシ原周辺の保全



4) 維持管理と活用

(1) 維持管理

水辺周辺の整備活動を行なうとともに、不法投棄やゴミ捨てなどに対するマナー対策を講じます。また、「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」、「我孫子市さわやかな環境づくり条例」について、いっそうの周知に努めます。

- 水辺周辺の草刈りなどの適切な維持管理により、ゴミを捨てにくい環境を整えます。
- 現地の注意書きや市のホームページで、沼のゴミ捨ての実態と清掃活動について伝え、マナーの向上を訴えていきます。
- みどりのボランティアなど、市民参加を得て維持管理を行っていきます。
- 水辺の自然環境保全と、良好な景観を保つため、釣り舟の係留、私設の釣り桟橋などの設置については禁止します。

みどりのボランティアによる
沼べりの清掃活動

